



橋梁の構造となる隅切り、右折レーン及び歩道等の取り扱いについて（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：平成9年6月2日

河 第 9 8 号
平成9年6月2日

部 内 各 課 長
各土木事務所長
鳥取港湾事務所長

様

（鳥取県土木部）道路課長
（公印省略）

橋梁の構造となる隅切り、右折レーン及び歩道等の取り扱いについて（通知）

このことについて、平成9年3月28日付事務連絡で建設省河川局治水課流域治水調整官より通知がありましたので、御承知ください。

事 務 連 絡
平成9年3月28日

各地方建設局 河川部長
北海道開発局 建設部長
各都道府県 土木担当部長

様

建設省河川局治水課流域治水調整官

橋梁の構造となる隅切り、右折レーン及び歩道等の取り扱いについて

標記について、道路局との間で、別添写のとおり議事録が了解に達したので、今後はこれによらねたい。

橋梁の構造となる隅切り、右折レーン及び歩道等の取り扱いについて（議事録）

平成9年3月28日

道路局企画課道路事業調整官
河川局治水課流域治水調整官

堤防天端の兼用道路との平面交差処理ないしは歩行者等の通行の安全確保のため、隅切り、右折レーン及び歩道等（歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路とする。以下、「歩道等」という。）を、河川管理施設等構造令（以下「構造令」という。）に適合していない橋（以下「現橋」という。）に添架する場合、もしくはこれに歩道等を現橋に近接した橋として設ける場合の取り扱いについては、下記のとおり了解する。

記

1 構造令との関係

添乗により現橋に隅切り、右折レーン及び歩道等（以下「右折レーン等」という。）を設ける場合は、部分改築であり、構造令の適用がないものである。また、現橋に近接した橋として歩道等を設ける場合についても、この種の歩道等の設置は、歩行者等の通行の安全の確保に著しい支障がある小区間について、橋

の本来の機能である歩行者等の安全な通行を可能とする機能を緊急に確保するための改築であることに鑑み、構造令第73条第2号に該当するものとして取り扱うことができるものとする。

ただし、上記の場合において、右折レーン等を設ける橋は、これによって治水上の著しい影響が生じないよう、原則として径間長が20m以上の橋とする。また、手戻り工事の発生を極力防止するために、近い将来に改築が行われる見込みがある橋は除くものとする。

2 右折レーン等に係る橋の構造等

(1) 右折レーン等に係る橋の径間長は、橋脚を現橋の橋脚の見通し線上に設けることとして定まる径間長とすることができるものとする。

(2) 右折レーン等に係る橋の橋脚による河積の阻害は、現橋による河積の阻害以下にとどめるものとする。また、桁下高は、現橋の桁下高を下回らないものとする。

(3) 右折レーン等に係る橋の設置に伴い施工すべき河岸又は堤防の護岸については、構造令施行規則第31条の規定を準用するものとする。この場合において、基準径間長は、河川の現況流下能力の流量を計画高水流量とみなして定まる値とするとともに、右折レーン等に係る橋のみならず現橋の橋脚及び橋台の影響に対しても措置するものとする。

(4) 右折レーンを設ける場合は、堤防天端の兼用道路との平面交差処理対策について十分検討し、極力、堤防天端の兼用道路においても右折レーンを設けるものとする。

3 現橋を改築する際の費用負担等

上記1及び2に基づき、添架により現橋に右折レーン等を設けた場合又は現橋に近接した橋として歩道等を設けた場合（構造令に適合する場合を除く。）は、現橋を改築する際、当該右折レーン等は撤去し、かつ、当該右折レーン等の幅員相当分は道路管理者が負担するものとする。

4 疑義

その他疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

5 その他

昭和52年7月13日付け「橋梁の構造となる歩道等の取扱いについて（議事録）」は、廃止する。